

特別決議

動乱と繁栄の昭和から豊かな社会とともに負の遺産を受け継ぎ、この間、解決に向けて改革が叫ばれ、制度見直しや規制緩和が進められた反面、国・地方の財政は悪化の一途を辿り、福祉や医療にしわ寄せが及び、所得や地域の格差が広まるなど、新たなひずみが生まれています。

以下、私たちの暮らしを直撃している重大な問題について、国に対応を求めていきます。

1. 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の中止・撤回を求めます

私たちは、「後期高齢者医療制度」について、この間学習をすすめる中で、この制度の持つ問題点の多さに、制度撤回を主張してきました。そうしたことにもかかわらず、多くの批判の声を押し切り、「後期高齢者医療制度」が、平成20年4月1日にスタートしました。

スタートと同時に、保険証が届いていないなどの実施段階での大きな矛盾や不備を露呈し、国民の制度への疑問や不満が絶頂に達し、未だに混乱を続けています。

この制度は医療差別を拡大し、年代間格差と無用な論争を生み出し、高齢者を「お荷物」扱いする人権無視の制度と言わざるを得ません。

私たちは、引き続き、この制度の廃止を求めて国民各層と連携し、世論を大きく盛り上げるために全力をあげるよう会員生協とともに訴え続け、この「後期高齢者医療制度」の中止・撤回を求めます。

現在国会へ、野党四党が共同提案した「後期高齢者医療制度廃止法案」を、早期に審議するとともに、その成立を求めます。

2. ガソリン税等の暫定税率の復活へ断固抗議するとともに、今冬灯油の量確保並びに安定かつ適正価格で供給できる体制を求めます。

ガソリン税等の暫定税率は、廃止後わずか1ヶ月で復活し、復活後は、高騰し続ける原油価格の煽りもあって、廃止前を上回る価格を更新し続けています。

原油高に伴う原材料価格の高騰は、あらゆる生活関連の物価上昇を巻き起こし、家計を圧迫し、個人消費を冷え込ませています。

こうした中、灯油価格は、不需要期である今、石油情報センターの情報では、5月12日の県内平均配達価格18ℓで1,850円となっており、今なお高騰し続けています。北国の生活必需物資である灯油が、このまま高騰する状況を放置することは許されません。

需要期に向け、今から体制を強化しなければなりません。

国に対し、ガソリン税等の暫定税率の復活に断固抗議するとともに、今冬灯油の安心できる量確保と安定かつ適正な価格で供給できるよう万全の体制で臨むことを強く求めます。

3. 消費税率引き上げに反対します。

財政制度審議会が出した「消費税率2015年度までに10%程度」という答申に続いて、政府税制調査会は昨年11月20日の総会で、「抜本的な税制改革に向けた基本的な考え方」を答申しました。この中で、消費税を「社会保障の財源の中核」と位置づけ、税制答申としては3年ぶりに消費税率の引き上げを明確に打ち出し、あわせて所得控除の見直しを示唆するなど「庶民増税」の方向をさらに進める一方、法人税率の実効税率の引き下げを打ち出しました。

また5月19日には、政府は、公的年金制度の基礎年金部分について現行の「社会保険方式」をやめ、財源をすべて税で賄う「全額税方式」に切り替えた場合、消費税率は2009年度で9.5%、11%、18%などとする三類型の試算を社会保障国民会議に示しています。

家計への影響では、現役サラリーマンでは収入に関わらず負担が増え、年金受給世代は消費税増税分が負担増となります。今以上の消費税率引き上げをしないよう強く求めます。



平成20年5月28日 福島県生活協同組合連合会「第28回通常総会」